高岡市民病院医療職奨学金返還支援金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市民病院医療職奨学金返還支援金貸付条 例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 条例第4条第1号の病院に勤務する医療職であって規則で 定める者は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に、 高岡市職員定数条例(平成17年高岡市条例第28号)に規定する職 員(以下「正規職員」という。)のうち薬剤師として採用された 者とする。

(申請手続)

- 第3条 条例第8条第1項の申請者は、貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 貸付対象奨学金を貸与した機関が発行する当該奨学金の貸与を証する書類及び返還すべき金額を証する書類
 - (2) 貸付対象奨学金の返還計画を確認できる書類
 - (3) 既に貸付対象奨学金の返還を行っている申請者にあっては、 貸付対象奨学金の返還の事実を確認できる書類
 - (4) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、病院に採用されてから3箇月以内に申請しなければ

ならない。

(支援金の貸付額の算定)

第4条 1月当たりの支援金の貸付けの額は、1月当たりの貸付対象奨学金の返還金の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、50,000円を上限とする。ただし、当該貸付期間中に奨学金の返還を支援するための他の制度による支援を受けた場合は、当該支援を受けた額を除くものとする。

(貸付けの決定等)

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定により支援金の貸付けを 決定したときは、貸付決定通知書(様式第2号)により申請者に 通知するものとする。

(貸付契約)

第6条 市長は、貸付けの決定を受けた者と貸付けについて双方合意したときは、貸付契約を締結するものとする。

(支援金の請求)

第7条 貸付けの決定を受けた者は、1年毎に貸付請求書(様式第 3号)により、市長に支援金の貸付けを請求するものとする。

(貸付対象奨学金の返還実績報告)

- 第8条 借受者は、貸付対象奨学金の返還の債務を負うことがなく なるまでの間、毎年4月1日現在の貸付対象奨学金の返還実績に ついて、当該日の属する月の末日までに、市長に報告しなければ ならない。
- 2 前項の規定による報告は、次に掲げる書類を市長に提出するこ

とにより行うものとする。

- (1) 貸付対象奨学金の返還の事実を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 借受者は、貸付対象奨学金の返還の債務を負うことがなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 条例第9条の規定により支援金の貸付けの決定が取り消された ときは、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(相続人届の提出)

- 第9条 借受者が死亡したときは、借受者の相続人は、次に掲げる 事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。
 - (1) 借受者の相続人の氏名
 - (2) 借受者の死亡年月日
 - (3) 支援金の貸付けを受けた期間及び金額
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(貸付決定の取消し)

第10条 市長は、条例第9条の規定により支援金の貸付けを取り消 したときは、貸付決定取消通知書(様式4号)により借受者又は 相続人に通知するものとする。

(返還猶予の申請)

第11条 条例第11条の規定による支援金の返還の猶予を受けようと する者は、返還猶予申請書(様式第5号)により市長に申請しな ければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請に基づき支援金の返還の猶予を決 定したときは、返還猶予決定通知書(様式6号)により当該申請 をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による決定を受けた者は、当該決定に係る返還猶予期間を変更する事由が生じたときは、返還猶予期間変更申請書 (様式第7号)により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請に基づき返還猶予期間の変更を 決定したときは、当該申請をした者に変更後の返還猶予期間を通 知するものとする。

(医療職として業務に従事した期間の計算)

- 第12条 条例第12条第1項第1号に規定する医療職として病院等で 勤務した期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 育児休業を受けていた期間
 - (2) その他市長が前号に掲げるもののほか適当と認める期間
- 2 医療職として勤務した期間は、病院等に正規職員として勤務する医療職となった日の属する月から起算し、病院等に正規職員として勤務する医療職として勤務した日が1日以上ある場合は、当該月を1月として計算する。

(返還の免除の申請)

- 第13条 条例第12条の規定により支援金の返還の免除を受けようと する者は、返還免除申請書(様式第8号)により市長に申請しな ければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき支援金の全部又は一部

の返還の免除を行う旨の決定をしたときは、返還免除決定通知書 (様式9号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(延滞利息の減免申請)

- 第14条 条例第13条第2項の規定による延滞利息の減額又は免除を 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。
 - (1) 当該申請をした者の氏名
 - (2) 延滞利息の減額又は免除を受けようとする理由及び金額
 - (3) 支援金の貸付けを受けた期間及び金額
 - (4) 支援金を返還すべき期日
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(変更届の提出)

- 第15条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項届出書(様式第10号)により、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 第3条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき
 - (2) 貸付対象奨学金の返還計画を変更したとき
 - (3) その他市長が特に必要があると認めたとき (その他)
- 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。